

令和6年度スマート公園岸和田アクションプラン策定業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度スマート公園岸和田アクションプラン策定業務委託

2. 業務目的

本業務は、市民の身近なオープンスペースとして市民活動や憩いの場、災害時の避難場所など豊かな地域づくりや活性化に寄与するなど公園本来の機能を発揮できるよう「岸和田市みどりの基本計画」に基づくマネジメント方針となる「スマート公園岸和田アクションプラン」の策定に必要な各種検討事項の支援を行うものである。

3. 業務期間

契約締結日より令和7年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 岸和田市内の公園緑地等の状況把握の検討

- a. 公園等の誘致圏を含む地域（概ね小学校区を対象とする）における公共施設等の状況把握
- b. 公園等の整備状況、公園等の管理運営及び利用状況の整理
- c. 地域単位の公園等の再整備方針の検討
- d. 公園等の管理体制や管理水準の検討

(2) スマート公園岸和田アクションプランの作成

- a. スマート公園岸和田アクションプラン実施計画（案）の構成と基本方針の検討
- b. 公園等の整備、再整備計画（案）の作成
- c. 公園等の管理運営計画（案）の作成
- d. 岸和田市緑地保全等審議会の運営補助（検討内容の報告及び意見聴取、資料の作成等）

4回程度

- e. 打合せ協議（4回程度）
- f. その他必要な検討事項

(3) 上位計画との整合について

5. 成果品

- (1) 本業務報告書 2部
- (2) 各種計画図面（DWG形式及びPDFデータ） 一式
- (3) 業務で作成したデータ 一式
- (4) その他本市が指示するもの 一式

6. 検査及び報告

- (1) 受託者は本業務を完了したときは速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置をとるものとする。
- (3) 発注者は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の進捗報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに応じなければならない。

7. その他留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は業務の必要上、提供を受けた資料等について、第三者に漏えい等のないよう厳重な注意をもって厳重に保管すること。
- (5) 受託者は、事故または災害により受託業務の実施に支障が生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は包括的な再委託を行ってはならない。また、個別の業務について再委託を行う場合には、事前に発注者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (8) 委託料は、委託業務完了後に支払うこととする。